

令和 4 年

市議会 1 2 月定例会議案

知 立 市

令和 4 年市議会 1 2 月定例会議案

所 管	番 号	案 件
協 働	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について
協 働	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について
協 働	諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について
協 働	諮問第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について
総 務	議案第 6 9 号	知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 7 0 号	知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 7 1 号	知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 7 2 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例
経 済	議案第 7 3 号	知立市観光交流センターの指定管理者の指定について
会 計	議案第 7 4 号	指定金融機関の指定について
	議案第 7 5 号	令和 4 年度知立市一般会計補正予算（第 1 0 号）
国 保	議案第 7 6 号	令和 4 年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
国 保	議案第 7 7 号	令和 4 年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
水 道	議案第 7 8 号	令和 4 年度知立市水道事業会計補正予算（第 2 号）
下 水	議案第 7 9 号	令和 4 年度知立市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年12月1日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住所
氏名 加藤 浩一
生年月日

氏 名 加 藤 浩 一

生年月日

諮問第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年12月1日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住所

氏 名 竹 本 彰

生年月日

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年12月1日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住所 野々山 統理子
氏名
生年月日

氏 名 野 々 山 統 理 子

生年月日

諮問第 5 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年12月1日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住所

氏 名 杉 浦 寿 美 子

生年月日

議案第 6 9 号

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

第 1 条 知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和
4 5 年知立市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」を「、6 月に支給する場合において
は 1 0 0 分の 1 6 2 . 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 6 7 .
5」に改める。

第 2 条 知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 6 2 . 5、1
2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 5」
に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月
1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末
手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 4 年 4 月 1
日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

この案を提出するのは、市議会議員の期末手当の額の改定のため必要があるからである。

議案第 7 0 号

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 4 5 年知立市
条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」を「、6 月に支給する場合において
は 1 0 0 分の 1 6 2 . 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 6 7 .
5」に改める。

第 2 条 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように
改正する。

第 5 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 6 2 . 5、1
2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 5」
に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月
1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する
条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用す
る。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

この案を提出するのは、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定のため必要があるからである。

議案第 7 1 号

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(知立市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 知立市職員の給与に関する条例（昭和 4 5 年知立市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 9 5」を「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 9 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 0 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 5」を「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 4 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 5 0」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

行政職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 （円）	給料月額 （円）	給料月額 （円）	給料月額 （円）	給料月額 （円）	給料月額 （円）	給料月額 （円）	給料月額 （円）
再任用 以外の 職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000

	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		

	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
	82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
	83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
	84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
	85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
	86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300			
	87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600			
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
	94		294,900	342,600					
	95		295,200	343,100					
	96		295,600	343,500					
	97		295,800	343,700					
	98		296,100	344,100					
	99		296,500	344,500					
	100		296,900	344,800					
	101		297,100	345,100					
	102		297,400	345,500					
	103		297,800	345,900					
	104		298,100	346,300					
	105		298,300	346,800					
	106		298,600	347,200					
	107		299,000	347,600					
	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					

	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

別表第 2（第 4 条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用以外の 職員	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
	34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200

	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
	36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
	37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
	38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
	39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
	40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
	41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
	42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
	43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
	44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
	45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
	46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
	47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
	48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
	49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
	50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
	51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
	52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
	53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
	54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
	55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
	56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
	57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
	58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
	59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
	60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
	61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
	62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
	63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
	64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
	65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
	66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
	67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
	68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
	69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
	70	215,800	253,100	282,500	311,300	
	71	216,100	253,500	283,300	311,800	
	72	216,400	253,900	284,000	312,300	
	73	216,600	254,100	284,800	312,600	

	74	217,000	254,500	285,500	313,100	
	75	217,400	255,000	286,300	313,600	
	76	218,000	255,500	287,100	314,000	
	77	218,200	255,800	287,700	314,200	
	78	218,700	256,200	288,200	314,500	
	79	219,100	256,700	288,700	314,800	
	80	219,500	257,200	289,100	315,100	
	81	220,000	257,500	289,500	315,400	
	82	220,300	257,800	289,900	315,700	
	83	220,600	258,100	290,400	316,000	
	84	221,000	258,400	290,900	316,300	
	85	221,500	258,600	291,300	316,500	
	86	221,900	258,800	291,900	316,900	
	87	222,300	259,100	292,500	317,200	
	88	223,000	259,400	293,100	317,400	
	89	223,400	259,600	293,400	317,600	
	90	223,900	259,800	293,900	317,900	
	91	224,400	260,200	294,400	318,200	
	92	224,800	260,400	294,800	318,500	
	93	225,100	260,700	295,200	318,700	
	94	225,500	261,100	295,700	319,000	
	95	225,900	261,400	296,200	319,300	
	96	226,200	261,700	296,700	319,500	
	97	226,500	261,900	297,000	319,700	
	98	226,900	262,200	297,400	320,000	
	99	227,300	262,400	297,900	320,300	
	100	227,700	262,700	298,400	320,500	
	101	228,100	263,000	298,800	320,700	
	102	228,500	263,200	299,200		
	103	228,900	263,500	299,500		
	104	229,300	263,800	299,800		
	105	229,700	264,000	300,100		
	106	230,200	264,200	300,500		
	107	230,500	264,500	300,900		
	108	230,900	264,700	301,300		
	109	231,100	265,000	301,600		
	110	231,500	265,300	302,000		
	111	232,000	265,600	302,400		
	112	232,400	265,800	302,700		

	113	232, 600	266, 000	302, 900		
	114	233, 100	266, 300	303, 200		
	115	233, 600	266, 500	303, 500		
	116	234, 100	266, 700	303, 700		
	117	234, 400	267, 000	303, 900		
	118	234, 800	267, 300	304, 200		
	119	235, 200	267, 600	304, 500		
	120	235, 600	267, 900	304, 700		
	121	236, 000	268, 100	304, 900		
	122		268, 300	305, 200		
	123		268, 600	305, 500		
	124		268, 900	305, 700		
	125		269, 100	305, 900		
	126		269, 300	306, 200		
	127		269, 600	306, 500		
	128		269, 900	306, 700		
	129		270, 100	306, 900		
	130		270, 300	307, 200		
	131		270, 600	307, 500		
	132		270, 900	307, 700		
	133		271, 100	307, 900		
	134		271, 300			
	135		271, 600			
	136		271, 900			
	137		272, 100			
再任用職員		193, 600	204, 700	223, 200	244, 000	274, 700

備考 この表は、技能及び労務的業務に従事する職員で、市長が定めるものに適用する。

第2条 知立市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項及び第5項中「その者」を「当該職員」に改める。

第7条を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第7条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第16条第2項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第4項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項第1号及び第6項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第20条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「、6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50」を「100分の47.5」に改める。

第24条の2（見出しを含む。）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第11条」を「第6条、第11条」に改める。

第25条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び8項を加える。

（60歳超職員の給料月額の特例）

8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（地方公務員法の一部を改

正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和４年知立市条例第　　号）第１条の規定による改正前の知立市職員の定年等に関する条例（昭和５９年知立市条例第３０号）第３条ただし書に規定する職員は、６３歳）に達した日後における最初の４月１日（附則第１０項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第５条第３項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第６条第１項、第２項、第４項及び第５項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。

９ 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 知立市職員の定年等に関する条例第９条第１項又は第２項の規定により法第２８条の２第１項に規定する異動期間（同条例第９条第１項又は第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第６条に規定する職を占める職員
- (3) 知立市職員の定年等に関する条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務している職員（同条例第２条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

１０ 法第２８条の２第４項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第１２項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第８項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第８項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

１１ 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額

との合計額が第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

13 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用以外の職員の部中「再任用以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の部を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	

別表第2再任用以外の職員の部中「再任用以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の部を次のように改める。

定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)
		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

別表第 3 中

「	1 課長補佐（園長及び指導保育士を含む。）の職務
	2 困難な業務を行う係長（主任保育士を含む。）又は担当係長の職務
	1 課長（課長級の事務局長、会計管理者及び主幹を含む。）の職務
	2 困難な業務を行う課長補佐（園長及び指導保育士を含む。）の職務
	1 部長（局長及び部長級の事務局長を含む。）又は次長の職務
	2 困難な業務を行う課長（課長級の事務局長、会計管理者及び主幹を含む。）の職務
	困難な業務を行う部長（局長及び部長級の事務局長を含む。）又は次長の職務
」を	

「	困難な業務を行う係長（主任保育士を含む。）又は担当係長の職務
	1 主幹の職務
	2 課長補佐（園長及び指導保育士を含む。）の職務
	1 課長（課長級の事務局長及び会計管理者を含む。）の職務
	2 困難な業務を行う主幹の職務
	部長（局長及び部長級の事務局長を含む。）又は次長の職務
」に	

改める。

附 則
(施行期日等)

- 第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の知立市職員の給与に関する条例の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- (給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の知立市職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の知立市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の知立市職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の知立市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則第8項から第14項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第4条 暫定再任用職員（改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。ただし、この項及び次項においては、改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される知立市職員の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年知立市条例第1号）第2条第2項又は第5項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。この場合においては、知立市職員の育児休業等に関する条例（平成4年知立市条例第2号）第16条の規定は、適用しない」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される知立市職員の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、知立市職員の勤務時間、休暇等

に関する条例第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第16条第3項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第20条第3項の規定を適用する。

6 改正後の給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年知立市条例第 号）附則第4条第1項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 知立市職員の給与に関する条例第6条第1項、第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第12条、第13条並びに第14条並びに改正後の給与条例第6条第3項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

提案理由

この案を提出するのは、職員の給料の額の改定等のため必要があるからである。

議案第 7 2 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に
関する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する
条例

(知立市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 1 条 知立市職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年知立市条例第 3 0 号）の一
部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 定年制度（第 2 条―第 5 条）

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 6 条―第 1 1 条）

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 1 2 条・第 1 3 条）

第 5 章 雑則（第 1 4 条）

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「）第 2 8 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 2 8 条の 3」を「。以下「法」という。）第 2 2 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 2 2 条の 5 第 1 項、第 2 8 条の 2、第 2 8 条の 5、第 2 8 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 2 8 条の 7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 3 条中「6 0 年」を「6 5 年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由が消滅した」に、「その」を「当該」に、「て退職させることができる」を「るものとする」に改める。

第6条を第14条とし、第5条の次に次の2章及び章名を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、知立市職員の給与に関する条例（昭和45年知立市条例第38号）第10条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職及び知立市企業職員の給与の種類及び基

準に関する条例（昭和45年知立市条例第88号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等をする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内

に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことができない。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日が到来する前に当該異動期間の延長の事由が消滅したと認めるときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職

する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、衣浦東部広域連合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年知立市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。)第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和５年４月１日から令和１１年３月３１日まで	６３年
令和１１年４月１日から令和１３年３月３１日まで	６４年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- ４ 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和４年改正条例第１条の規定による改正前の第３条ただし書に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢６０年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢６０年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（知立市職員定数条例の一部改正）

- 第２条 知立市職員定数条例（昭和４５年知立市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「４３０人」を「４６０人」に改める。

（知立市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

- 第３条 知立市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和４５年知立市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第３条中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の１０分の１に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 第４条 知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４５年知立市条

例第 88 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

第 21 条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 1 項中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項若しくは第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項」に改める。

(知立市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 5 条 知立市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年知立市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 知立市職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
第 9 条に次の 1 号を加える。

(3) 知立市職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第 16 条の表第 7 条第 1 項の項を削り、同表第 16 条第 3 項及び第 4 項ただし書の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 18 条の表第 16 条第 3 項及び第 4 項ただし書並びに第 25 条の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第 24 条の 2 の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 19 条第 2 号中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第 20 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

(給与条例附則第 8 項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

3 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第 8 項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第 2 条第 2 項又は第 5 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。この場合においては、知立市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年知立市条例第 2 号）第 16 条の規定は、適用

しない」とする。

(知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年知立市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書中「、再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第4条第2項及び第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(知立市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 知立市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年知立市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第2号中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員」を「（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 知立市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(知立市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 知立市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年知立市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(知立市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正)

第9条 知立市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成23年知立市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第8条の表第16条第3項の項及び第16条第4項ただし書及び第25条の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第24条の2の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（知立市職員の降給に関する条例の一部改正）

第10条 知立市職員の降給に関する条例（平成28年知立市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「とする」を「並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする」に改める。

第3条中「降任された場合の」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合の」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「ときは」を「場合は」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

2 知立市職員の給与に関する条例附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに知立市職員の給与に関する条例附則第8項の規定による降給とする」とする。

3 第5条の規定は、知立市職員の給与に関する条例附則第8項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（知立市職員の再任用に関する条例の廃止）

第11条 知立市職員の再任用に関する条例（平成13年知立市条例第3号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規

定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第1条の規定による改正前の知立市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の知立市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最

初の３月３１日（以下この条から附則第６条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧定年条例第３条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第１項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第２条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第４条第１項若しくは第２項、令和３年改正法附則第３条第５項又は前条第１項の規定により勤務した後退職した者

(3) ２５年以上勤続して施行日前に退職した者（前２号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間にある者

(4) ２５年以上勤続して施行日前に退職した者（前３号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和３年改正法による改正前の地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第１項若しくは第２項、附則第５条第１項若しくは第２項又は附則第６条第１項若しくは第２項の規定により採用することをいう。次項第６号において同じ。）をされたことがある者

２ 令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第２条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第１２条の規定により採用された者のうち、令和３年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第

2 2 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新定年条例第 1 3 条第 1 項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第 2 2 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 2 2 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 2 5 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者

(6) 2 5 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前 2 項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1 年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前 2 項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第 1 項若しくは第 2 項、次条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 5 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第 4 条 任命権者は、前条第 1 項の規定によるほか、衣浦東部広域連合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和 1 4 年 3 月 3 1 日までの間、任命権者は、前条第 2 項の規定によるほか、衣浦東部広域連合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職

に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、衣浦東部広域連合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短

時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和 1 4 年 3 月 3 1 日までの間、任命権者は、前条第 2 項の規定によるほか、新地方公務員法第 2 2 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 2 2 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、衣浦東部広域連合における附則第 3 条第 2 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第 1 3 条第 1 項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前 2 項の場合においては、附則第 3 条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

（令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職及び年齢）

第 7 条 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第 3 条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 2 2 条の 4 第 4 項の条例で定める職及び年齢）

第 8 条 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 2 2 条の 4 第 4 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 2 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 2 2 条の 4 第 4 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

（令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第９条 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第３条から第６条までの規定が適用される間における各年の４月１日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

（１）基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

（２）基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

２ 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

３ 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職員は、第１項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第１０条 任命権者は、基準日（令和７年４月１日、令和９年４月１日、令和１１年４月１日及び令和１３年４月１日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の３月３１日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第３条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第１２条に規定する年齢６０年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新定年条例第１２条又は第１３条第１項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第１２条又は第１３条第１項の規定により採用された職

員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢）

第１１条 令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢は、年齢６０年とする。

（知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１２条 暫定再任用職員については、知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第５条及び第８条の規定は、適用しない。

（知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１３条 暫定再任用職員で新地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）

は、第６条の規定による改正後の知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新勤務時間条例」という。）第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

（知立市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１４条 暫定再任用短時間勤務職員は、新地方公務員法第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第７条の規定による改正後の知立市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（以下この条において「新派遣条例」という。）の規定を適用する。

２ 新派遣条例第２条第２項第１号の規定は、暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）には適用しない。

３ 附則第２条第１項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、新定年条例第４条第２項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、新派遣条例の規定を適用する。

提案理由

この案を提出するのは、職員の定年の延長等のため必要があるからである。

議案第 7 3 号

知立市観光交流センターの指定管理者の指定について

下記のとおり知立市観光交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 知立市観光交流センター |
| 2 | 指定管理者 | 知立市中町中 1 3 2 番地
知立まちづくり株式会社
代表取締役 隅 田 薫 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで |

提案理由

この案を提出するのは、知立市観光交流センターの指定管理者を指定するため必要があるからである。

議案第 7 4 号

指定金融機関の指定について

知立市指定金融機関として下記の者を指定したいので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

岡崎信用金庫

提案理由

この案を提出するのは、指定金融機関の指定のため必要があるからである。

